

第2次瑞穂市人権施策推進指針

瑞穂市人権尊重都市宣言

人は誰でも、一人ひとりが、かけがえのない存在として尊重され、夢や希望をもち、健康で幸せな生活を営む権利をもっています。その権利を人権といいます。

人権が尊重され、平和で自由と平等が保障される社会の実現は、すべての人々の願いです。私たち瑞穂市民は、日本国憲法及び世界人権宣言の理念に基づき、人権問題をひとつと考えるのではなく自分の問題として捉え、お互いの人権を尊重し、差別や偏見などによる人権侵害のない、誰もが健やかで幸せな未来を描ける瑞穂市を築いていくために、ここに「人権尊重都市」とすることを宣言します。

令和5年3月17日制定

令和5年3月
瑞穂市



01 指針策定の背景と趣旨

人権については、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」として、国際連合総会において世界人権宣言が採択されました。また、日本国憲法においても、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として保障されています。

しかし現状においては、社会構造の複雑化・多様化、地域社会の空洞化の進行等により、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、人権を無視した雇用問題などが社会問題化しており、さらに近年では、インターネット上の人権侵害、性的指向及び性自認を理由とする差別や偏見など、新たな人権問題も生じています。

このような人権課題に対し、今回の「瑞穂市人権施策推進指針」の改定は、本市がこれまで取り組んできた施策や理念を継承しつつ、新しい人権課題にも対応し、人権問題の解決に向けて施策のさらなる推進を図るためのものです。

02 計画の位置付け

この指針は、世界的な人権意識の高まりの中、わが国が平成12（2000）年に施行した、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条で規定する地方公共団体の責務により策定するものであり、同法第7条により国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「岐阜県人権施策推進指針」の趣旨と本市の人権施策の整合性を図り、人権教育及び人権啓発に関する施策の一貫性を図り、かつ効果的な推進を目的として策定するものです。

03 指針の基本理念

誰もがお互いを尊重し、支えあう共生のまちづくり

04 市民とともにめざす姿

- 【交流と人権感覚】 地域でさまざまな人と交流し、人権感覚を養う。
- 【意識と日常生活】 人権に関する知識を習得することで意識付けを行い、行動につなげる。
- 【共生と協働】 協働して、人権啓発や人権教育活動に参画し、共生のまちづくりを目指す。

05 指針の期間

本指針の実践にあたっては、令和5（2023）年度を初年度として令和9（2027）年度までの5年間を推進期間とします。

基本理念

誰もがお互いを尊重し、支えあう共生のまちづくり

目指す姿

【交流と人権感覚】

【意識と日常生活】

【共生と協働】

あらゆる場における
人権施策の推進

1 学校における人権教育の推進

2 家庭・地域社会における
人権教育・啓発の推進3 企業等における人権教育・
啓発の推進

1 女性の人権



2 子どもの人権



3 高齢者の人権



4 障がいのある人の人権



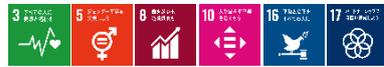
5 部落差別（同和問題）



6 外国人の人権



7 感染症患者等の人権



8 刑を終えて出所した人の人権



9 犯罪被害者等の人権



10 インターネットによる人権侵害

11 性的指向及び性自認（性同一性）
を理由とする偏見や差別

12 その他の人権問題



各課題における施策の推進

(1) 学校における人権教育の推進

- 幼児教育や学校教育において、自然や多様な人々との交流や体験等を通じた、人権教育を推進します。
- 人権擁護委員と連携し、発達段階に応じながら、人権意識の涵養(かんよう)に向けた、啓発・教育を実施します。
- 人権尊重の教育を推進していくため、教職員の指導力向上を目的とした取組に努めます。



施策

- ① 学校教育における人権教育の推進
- ② 幼児教育の推進

(2) 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進

- 家庭における人権教育を高めるための支援を行います。
- 人権に関する知識や考え方の普及・啓発を推進します。
- 人権教育及び人権啓発活動を推進する人材の養成に努めます。
- 市民の複合的な課題に対し、包括的・重層的な相談体制の充実に努めます。
- 地域の問題について、身近な地域で話し合う場をつくります。



施策

- | | |
|----------------------|---------------------|
| ① 保護者に対する研修などの充実 | ② 講座などの開催 |
| ③ 「人権問題講演会」の充実 | ④ 高齢者に対する人権啓発の推進 |
| ⑤ ポスター掲示などによる人権啓発の推進 | ⑥ 人権街頭啓発の推進 |
| ⑦ 国・県及び関係団体との連携 | ⑧ 人権擁護委員の研修 |
| ⑨ 個別の課題に対応した相談体制の充実 | ⑩ 瑞穂市人権相談の充実 |
| ⑪ 国、県などとのネットワークの充実 | ⑫ 地域の課題について話し合う場の提供 |

(3) 企業等における人権教育・啓発の推進

- 企業等事業所の人権意識を向上するため、人権教育及び人権啓発活動を促進・支援します。
- 雇用や職場における各種ハラスメント等の人権侵害の未然防止、早期発見・早期対応の体制整備を支援します。
- 平等な就労機会と待遇の確保について啓発します。
- 市職員に対する人権教育及び人権啓発を推進します。



施策

- ① 企業等事業所における人権教育及び人権啓発の充実
- ② 雇用・昇進の機会均等の推進

女性の人権

- 男女共同参画社会を目指し、さまざまな機会を通じて家庭、地域、職場における男女共同参画がすすむよう、男女共同参画の周知・啓発を行い、意識の向上に努めます。★
- 女性の人権を無視したさまざまな暴力等、行為の根絶と被害の救済に努めます。
- あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくりを推進します。
- さまざまな困難を抱えた女性が安心して暮らせる相談支援体制の構築に取り組みます。



施策

- | | |
|--------------------------------|--------------------|
| ① 生涯学習における学習機会の充実 | ② 女性に対する暴力防止意識の向上 |
| ③ 女性の暴力被害の救済支援の充実 | ④ 母子等緊急一時保護事業の充実 |
| ⑤ 女性のための相談体制の充実 | |
| ⑥ 「おもいやり」「ささえあい」から始まる瑞穂の夢まちづくり | |
| ⑦ 瑞穂市男女共同参画基本計画の推進 | ⑧ メディアを活用した情報発信の充実 |
| ⑨ 審議会などへの女性委員登用の促進 | |

子どもの人権

- 子どもや子育て世代への理解を深めるため、多世代間交流の推進やさまざまな学びの機会を通じて、子どもの人権を尊重する意識の普及・啓発を図ります。
- 子どもや子育て世代が地域で生き生きと生活できるよう、集いの場や居場所づくりの充実を図ります。
- 学校教育等により、子どもへの人権教育の充実を図ります。
- 家庭・学校・地域の連携のもと、児童虐待防止の啓発及び事案の早期発見、早期対応を推進します。
- いじめや暴力、不登校などの問題解決に向けて、相談体制の充実を図ります。
- ヤングケアラー等の子どもに対する理解の醸成や必要な支援につなげる体制づくりに取り組みます。



施策

- | | |
|------------------------|-------------------|
| ① 多世代間交流事業の充実 | ② 学校教育における人権教育の推進 |
| ③ スクールカウンセラー、相談員の指導力向上 | ④ 教職員に対する人権研修の推進 |
| ⑤ 保護者を対象とした人権教育の充実 | ⑥ 児童虐待防止啓発の充実 |
| ⑦ 児童虐待への対応強化 | ⑧ 子どもの人権相談の充実 |
| ⑨ 子どもの人権教室の充実 | ⑩ ヤングケアラーに対する啓発 |
| ⑪ ヤングケアラーの早期発見及び支援 | |

高齢者の人権

- 高齢者への理解を深めるため、世代間交流の推進や、普及・啓発の充実を図ります。
- 地域での声かけ、見守りができるような環境づくりを推進します。
- 高齢者が地域で生き生きと生活できるよう、サロン等の集いの場の充実や就労機会や生きがい活動の充実を図ります。
- 高齢者のニーズに応じた、生活支援、介護サービスの充実を図ります。
- 高齢者やその家族に対する権利擁護を推進します。



施策

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ① 多世代間交流事業の充実 | ② 高齢者職業相談の充実 |
| ③ シルバー人材センター事業の充実 | ④ 地域包括支援センターの充実 |
| ⑤ 一人暮らし高齢者などへの安心サービスの推進 | ⑥ 生活支援サービスの充実 |
| ⑦ 高齢者への在宅福祉サービスなどの充実 | ⑧ 啓発の推進 |
| ⑨ 生活支援体制整備の推進 | ⑩ 権利擁護の推進 |
| ⑪ 消費者教育の推進 | |

障がいのある人の人権

- 障がいのある人の人権について理解を深めるための普及・啓発の充実を図ります。
- 障がいのある人が安心して生活できる環境づくりを推進します。
- 障がいのある人の雇用、就労支援体制の充実を図ります。
- 障がいのある人に対する権利擁護の充実を図ります。
- 障がいのある人にやさしいまちづくりを推進します。



施策

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| ① 交流活動の促進 | ② 障がい者の人権啓発講座の充実 |
| ③ 障がいのある人の生活支援 | ④ 住宅環境の改善の促進 |
| ⑤ 地域生活支援事業の充実 | ⑥ 福祉有償運送事業の充実 |
| ⑦ 障がいのある人の権利擁護事業の推進 | |
| ⑧ 障がいのある人に対する相談活動の推進 | |
| ⑨ 障がいのある人に対する就労支援や就労定着事業の充実 | |
| ⑩ 福祉教育の推進 | |
| ⑪ 障がいに対する差別の解消と合理的配慮の推進 | |

部落差別（同和問題）

- 同和問題について、差別意識の解消に向けて人権教育及び啓発活動を推進します。
- えせ同和行為排除のための啓発に努めます。

施策

- | | |
|--------------|---------------------|
| ① 教職員への研修の充実 | ② 講座等の充実 |
| ③ 「人権講演会」の充実 | ④ 「えせ同和行為」に対する啓発の充実 |

外国人の人権



- 外国人の生活習慣や文化などの理解を促進します。
- 在住外国人をケアする相談支援や情報提供を行います。
- 在住外国人との交流の機会を促進し、共生社会づくりを推進します。
- 多様な人材を活かしまちの活性化につなげるダイバーシティの考え方を広く市民に啓発します。

施策

- ① 国際理解教育の推進
- ② 外国籍児童の円滑な就学促進
- ③ 外国人住民に対する相談業務、広報・啓発事業の促進
- ④ 国際交流ボランティア事業の推進
- ⑤ 多文化共生体制の推進
- ⑥ 多言語による表記の促進

感染症患者等の人権



- 感染症に対する正しい知識の普及や理解の促進を図ります。
- 感染症の予防と健康づくりを支援します。
- 新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害の防止に向けた普及・啓発を推進します。

施策

- ① エイズに関する啓発の充実
- ② 学習機会の充実
- ③ 相談窓口、相談体制の充実
- ④ 新型コロナウイルス感染症への対応

刑を終えて出所した人の人権

- 刑を終えて出所した人への偏見や差別意識を解消する啓発を行います。
- 市民の更生保護活動を支援します。

施策

- ① 啓発の推進
- ② 更生保護活動への支援

犯罪被害者等の人権

- 被害者等の人権を守るための教育及び啓発をすすめます。
- 被害者相談やカウンセリングの充実に努めます。
- 被害者の救済支援を充実します。

施策

- ① 広報などによる啓発の推進
- ② 被害者相談窓口の充実
- ③ 被害者救済支援の充実

インターネットによる人権侵害

- インターネットの正しい理解と利用を啓発します。
- 人権侵害事案に対しては、国や県、関係機関と連携しながら対応します。
- デジタルデバイドの解消に向けた学習の機会を提供します。



施策

- ① インターネットの正しい利用方法などについての教育の充実
- ② 他機関との連携促進
- ③ 悪質な情報などへの対応
- ④ デジタルデバイドへの対応

性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別

- 性自認が異なる人についての正しい知識の普及と理解を促進します。
- 同性愛など性的指向について、正しい理解を促進します。
- 多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指すことを目的に、パートナーシップ宣誓制度等の実施を検討します。



施策

- ① 性的指向、性自認（性同一性）についての知識の啓発促進
- ② 学習機会の充実
- ③ パートナーシップ宣誓制度等の導入に向けた検討と推進
- ④ 相談窓口・相談体制の充実

その他の人権問題

私たちが暮らす社会には、その他多様な人権問題が存在し、ホームレスに対する偏見や差別、北朝鮮当局による拉致被害者、人身取引被害者、災害に伴う人権問題等、さまざまな人々に対する偏見や差別も根強いものがあります。

これらの人権問題について、人権を尊重するという視点に立った教育及び啓発の取組を行います。

09 指針の推進体制

指針を推進するためには、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨に従い、①さまざまな発達段階に応じて行う、②多様な機会を捉えて行う、③効果的手法及び市民の自主性を尊重して行う、④本市における施策実施部署の中立性を確保して行うことが重要です。

また、普段から行政において、人権推進担当部局や会議の仕組みづくりも見据えながら、さまざまな関連部署との連携と協力、協議・検証を行い、指針及び施策の完成度を高めていきます。

第2次瑞穂市人権施策推進指針【概要版】

令和5年3月

発行：瑞穂市 編集：健康福祉部 地域福祉高齢課
〒501-0222 瑞穂市別府 1283 番地（総合センター 1階）
電話：058-327-4126 FAX：058-327-4143